

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
盛岡地区合同庁舎	盛岡広域振興局 [略]	[略]	盛岡地区合同庁舎	<u>国体・障がい者スポーツ大会局</u> 盛岡広域振興局 [略]	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。